令和２年３月３０日

福島県社会保険労務士会　様

日本年金機構
東北福島年金事務所

被保険者資格証明書の交付申請について

日頃より年金事業の運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

資格証明書の交付については、時期や地域によっては時間を要しているとのご指摘をいただいていることから、現在、事務処理の迅速化に取り組んでいるところです。

被保険者資格証明書は、健康保険被保険者証の交付等が行われるまでの間に、求めがあった場合において、療養を受ける必要がある方に交付するものです。

被保険者資格証明書の交付申請に当たっては、こうした趣旨を踏まえていただくとともに、被保険者資格証明書をできる限り速やかに交付するため、下記の事項を会員の皆様へ周知いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

資格証明書の交付等につきまして、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

記

（１）　資格取得時に資格証明書交付申請を行う場合は、資格証明書交付申請書と紙媒体の資格取得届（及び被扶養者（異動）届）を合わせて年金事務所に提出してください。

（２）　資格取得届は、資格証明書交付対象の被保険者と交付を必要としない被保険者で届書を分けて提出してください。

資格取得届の処理は、被保険者資格証明書の交付を申請される方から行いますので、処理を行った順に被保険者番号が付されることにご留意ください。

※　なお、電子申請により、資格取得届及び被扶養者異動届を届け出ていただくことにより、健康保険被保険者証を早期に交付することができることから、電子申請のご活用についても、併せて、お願い申し上げます。

以上

（連絡先）
日本年金機構　東北福島年金事務所
厚生年金適用調査課　担当：佐々木
（TEL024-535-0144）